

犯罪被害者等に関わる既存制度一覧

資料 5

	カウンセリング	医療サービス	その他
京都府	▶ カウンセリング制度＜府警＞ 精神的被害の大きい被害者等が、臨床心理士・公認心理士の資格を持つ犯罪被害者心理カウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。（無料、予約制）必要に応じて、医療機関の紹介、捜査活動及び証人出廷の付添い等支援も実施。	▶ 自立支援医療（精神通院）制度＜府＞ 精神障害により、通院による治療を続ける必要がある方が対象。自己負担額：1割 ※所得や精神疾患の状態等により上限額を設定。	▶ 指定被害者支援要員制度＜府警＞ あらかじめ指定された警察官（指定要員）が一定の犯罪被害者に対しての付き添い、相談への対応、捜査手続きの説明、病院への同行、自宅の送迎等を行う。 ※原則として対象事件を認知した時から概ね3日間
	▶ 精神科医師の診察等に係る公費負担制度 ＜府警＞ 府警のカウンセリングを受けた結果、精神科医師による早期診断や部外カウンセリング機関におけるカウンセリングが必要な場合、診察費用及び薬剤料、カウンセリング料を公費負担（3回まで）。		▶ 診断書料などの公費負担制度＜府警＞ 殺人未遂や強盗致傷等身体に致傷の結果が生じた犯罪で、事件立証のために必要な診断書料、初診料、画像診断料及び強制性交等や強制わいせつなどの性犯罪被害に遭った場合の初診料、診断書料、初回処置料、性感染症検査費用等を公費負担。
			▶ 母子父子寡婦福祉資金＜府＞ 母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 修学 金額学校別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学校別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 生活 上限 141千円/月 医療 上限 340千円/回 結婚 上限 300千円/回 介護 上限 550千円/回
市町村		▶ 京都市精神医療費の助成制度＜市町村＞ 犯罪被害者が精神科に通院した場合、健康保険診療で自己負担額の2分の1を助成。上限5,000円。1事件につき3回まで。	
		▶ ひとり親家庭医療費助成制度＜市町村＞ ひとり親家庭の方が自己負担なしで診療を受けられる制度。ひとり親家庭の児童（18歳の年度末まで）及びその親が対象。※所得制限あり。	
		▶ 老人医療助成制度＜市町村＞ 65歳以上70歳未満の方で医療保険各制度の加入者が対象。所得制限あり（本人及び世帯の生計維持者が所得税非課税であること）。医療費の自己負担は、一般の方は2割、現役並み所得者は3割の負担。	
		▶ 重度心身障害児（者）医療助成制度＜市町村＞ 下記のいずれかに該当する方で後期高齢者医療制度の被保険者でない方が対象。 ①身体障害者1,2級所持者②I Q35以下で知的障害児（者）③身体障害者手帳3級所持者でI Q50以下の重複障害のある方が自己負担なしで診療を受けられる制度。 ※所得制限あり。	
		▶ 後期高齢者医療制度＜市町村＞ 75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障害を有する方で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が対象。医療費の自己負担は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割の負担。	
		▶ 子ども医療費支給制度＜市町村＞ 健康保険に加入している0歳から中学3年生までの児童を対象に、保護者が支払う医療費の一部を支給する制度。（所得制限なし） （例）京都市の一部負担金 入院 1ヶ月1医療機関につき200円 通院 0歳～2歳 1ヶ月1医療機関につき200円 3歳～中学3年生 1ヶ月1,500円	
関係機関	▶ カウンセリング制度＜京都犯罪被害者支援センター＞ 犯罪被害者やその家族の方が必要に応じて、臨床心理士や医師等の専門家による心理カウンセリングを受けることができる。（10回まで無料）	▶ 高額療養費制度＜全国健康保険協会＞ 重い病気等で長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となるため、一定の金額を超えた部分が払い戻される制度。自己負担額は年齢及び所得に応じて算出される。	▶ 直接的支援＜京都犯罪被害者支援センター＞ 自宅への訪問、裁判の傍聴付添い、裁判の代理傍聴、その他の付添い、電話による情報提供・生活支援、外国人の相談に対する通訳対応等の支援を行う。
	▶ カウンセリング制度＜京都市教育相談総合センター（こどもパトナ）＞ 子ども、保護者が教育、心理の専門家からカウンセリングを受けることができる。京都市在住又は京都市立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者が対象。予約制1回45分、無料。	▶ 高額医療費貸付制度＜全国健康保険協会＞ 高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸し付ける制度。	

日常生活支援		▶ カウンセリング制度＜京都府男女共同参画センターらら京都＞ 女性が生活する上で直面するあらゆる悩みに対し、女性がカウンセリングを受けることができる。予約制、無料、回数制限なし、火曜と木曜。	▶ 医療費の公費負担制度＜京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター＞ 性暴力被害に関する相談を行い、妊娠や性感染症の感染の恐れがあるなど緊急医療を受けることが必要と認められる方が対象。初診料、初回処置料、性感染症検査料、人工中絶に係る費用、診断書料を全額助成。																																									
		▶ カウンセリング費の公費負担制度＜京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター＞ センターに対して、性暴力被害に関する相談を行い、カウンセリングを受けることが特に必要とセンターの長が認める者を対象。公費負担の対象となるカウンセリングは、おおむね10回以内とし、1回につき5,400円以内。	▶ 医療費控除＜税務署＞ 1月1日から12月31日までの間に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。																																									
		日常支援	子育て支援	その他																																								
	京都府		▶ ひとり親家庭日常生活支援事業＜府各保健所又は京都府母子寡婦福祉連合会＞ 保護者が傷病や出張などで、児童の養育が困難になった時等に、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、児童を預かったりする。 ※事前登録 ※生活援助・子育て支援は、1時間70～300円	▶ 母子父子寡婦福祉資金＜府＞ 再掲 母子家庭、福祉家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 <table><tr><td>修学</td><td>金額</td><td>学校別</td><td>上限</td><td>183千円/年（大学院）</td><td>住宅</td><td>上限</td><td>1500千円/回</td></tr><tr><td>就学</td><td>金額</td><td>学校別</td><td>上限</td><td>590千円/年（大学院）</td><td>転居</td><td>上限</td><td>260千円/回</td></tr><tr><td>就職</td><td>上限</td><td></td><td>330千円/回</td><td>生活</td><td>上限</td><td>141千円/月</td><td></td></tr><tr><td>医療</td><td>上限</td><td></td><td>340千円/回</td><td>結婚</td><td>上限</td><td>300千円/回</td><td></td></tr><tr><td>介護</td><td>上限</td><td></td><td>550千円/回</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	修学	金額	学校別	上限	183千円/年（大学院）	住宅	上限	1500千円/回	就学	金額	学校別	上限	590千円/年（大学院）	転居	上限	260千円/回	就職	上限		330千円/回	生活	上限	141千円/月		医療	上限		340千円/回	結婚	上限	300千円/回		介護	上限		550千円/回				
	修学	金額	学校別	上限	183千円/年（大学院）	住宅	上限	1500千円/回																																				
	就学	金額	学校別	上限	590千円/年（大学院）	転居	上限	260千円/回																																				
	就職	上限		330千円/回	生活	上限	141千円/月																																					
	医療	上限		340千円/回	結婚	上限	300千円/回																																					
	介護	上限		550千円/回																																								
	市町村	▶ 日常生活支援金＜京都市＞ 家事援助、介護援助及び一時保育としてホームヘルプサービス及び一時預かり保育サービスを利用した場合にその費用の一部を日常生活支援金として給付。 【給付額の上限】 ホームヘルプサービス 一事件当たり3,000円 一時預かり保育サービス 児童一人につき1日当たり2,500円（上限10日）	▶ 子育て援助＜ファミリーサポートセンター＞ 子どもを預けたい人と預かる人のネットワークをつくり、地域の子育てについて助け合う会員組織。保育施設の送迎、学校の放課後、保護者の病気、冠婚葬祭などの急用時等に一時預かりを行う。 利用料（市町村により異なる）1時間あたり 500～800円																																									
	▶ 日常生活支援＜久御山町＞ 犯罪行為により、日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、介護、家事、保育等の日常生活の支援を行うホームヘルパーを派遣。 【サービス】①介護に関すること②家事に関すること③保育に関すること 派遣日数：15日以内/1か月、派遣時間：介護及び家事3時間以内、保育8時間以内 派遣期間：発生日から6箇月以内	▶ 短期入所生活援助事業（ショートステイ） 一時的に児童の養育が困難になった時などに児童を施設で養護する。 ※0円～5,400円／日 ※所得に応じて費用負担あり																																										
		▶ 夜間入所生活援助事業（トワイライトステイ） 一時的に児童の養育が困難になった時などに児童を施設で養護する。 ※0円～5,400円／日 ※所得に応じて費用負担あり																																										
		▶ 一時預かり（一時保育）事業 一時的に児童の養育が困難になった時などに保育所等において一時的に預かる。 ※年間2回無料																																										
関係機関	▶ 居宅支援＜特定非営利活動法人 福祉広場 居宅支援ひろば＞ 身体、知的、精神障がい者及び障がい児が対象。 サービス提供時間：7時から23時 【子】子どもたちの放課後や長期休暇中の余暇支援 【大人】自宅で起床時や食事の手伝い、洗濯などの家事援助、買い物などへの同行等	▶ 長期療養児家庭支援事業＜京都ファミリーハウス：委託＞ 子どもの入院の付添のために宿泊施設の利用が必要となった場合、宿泊予約の手伝いと宿泊料金を京都府が一部負担し、家族の精神的、経済的負担を軽くすることを目的とした制度。京都府内に在住する長期療養児の付添家族1名が対象で1泊につき、2,000円を助成。1年間に利用できる日数は、90日（89泊）以内。 長期療養児とは、18歳未満で小児がんをはじめとする難病で療養が必要であり、5日以上入院が必要な児童。 宿泊施設：ザ・パレスサイドホテル ルビノ京都堀川 京都教育文化センター	▶ 母子福祉団体小口資金貸付＜社会福祉法人京都母子寡婦福祉連合会＞ 再掲 母子世帯及び寡婦に対し、生活の安定のため、必要な小口資金を無利子で貸付ける制度。京都府内（京都市を除く）に居住の母子家庭の母及び寡婦が対象。 <table><tr><td>支給額：生活資金</td><td>限度額</td><td>50千円</td></tr><tr><td>修学資金</td><td>限度額</td><td>50千円</td></tr><tr><td>住宅資金</td><td>限度額</td><td>50千円</td></tr></table>	支給額：生活資金	限度額	50千円	修学資金	限度額	50千円	住宅資金	限度額	50千円																																
支給額：生活資金	限度額	50千円																																										
修学資金	限度額	50千円																																										
住宅資金	限度額	50千円																																										
	▶ 福祉サービス利用援助＜京都府社会福祉協議会＞ 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用をするための手続きがわからなかったり、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な方について、相談や助言、手続きの代行、日常的なお金の出し入れの手伝い、印鑑や通帳の管理の手伝いをする。 料金：1時間1,000円＋生活支援員の交通費																																											

安全の確保	一時避難		施設入所	その他
	京都府	▶ 一時避難場所に係る公費負担制度＜府警＞ 一時的にホテルなどを利用せざるを得ない場合、宿泊に必要な費用（最大7泊分、上限一泊につき1万円まで）を公費負担。	▶ 母子生活支援施設＜福祉事務所＞ 配偶者のない女子、その者の監護すべき児童を入所させて保護し、生活を支援し、あわせて退所した者の相談や援助を行う。母子世帯で安定した生活を行うために支援を必要とする母子が対象。 (施設) ・府立東山母子生活支援施設・本願寺ウィスタリアガーデン・野菊荘・ヴェインテ	
		▶ 府営住宅の目的外使用＜府＞ 入居期間は6ヶ月間、いつでも申込み可能。		
	市町村			▶ 支援措置の閲覧制限＜市町村＞ 配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が、市町村に対して、支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限を設けるもの。
居住の安定	関係機関		▶ 児童養護施設＜児童相談所＞ 保護者のない子供、虐待されている子供その他環境上養護を必要とする子供を入所させ養護し、退所後も相談や自立のため援助を行う。 (施設) ・平安養育院・府立桃山学園・つばさ園・積慶園・平安徳義会養護園 ほか	
			▶ 乳児院＜児童相談所＞ 親の死亡や病気、家出、虐待等、様々な事情で家庭での療育が困難な乳児を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行う。 (施設) ・京都大和の家・峰山乳児院・平安徳義会乳児院・乳児院積慶園	
居住の安定	公営住宅		貸付金	その他
	京都府	▶ 府営住宅特定目的優先入居＜府＞ 6、10、2月の年3回募集。府営住宅条例による入居資格を有し、かつ犯罪等により従前の住宅に居住することが困難な方が対象。	▶ 母子父子寡婦福祉資金＜府＞ 再掲 母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 修学 金額学校別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学校別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 生活 上限 141千円/月 医療 上限 340千円/回 結婚 上限 300千円/回 介護 上限 550千円/回	▶ 離職者向け住宅確保給付金（生活困窮者自立支援制度）＜府保健所、各市社会福祉法人等＞ 就職活動に必要な安定した住宅を確保するため、賃貸住宅の家賃相当額を支給。（支給期間は原則3ヶ月、最長9ヶ月） ※京都府内に居住又は居住予定の65歳未満の方、離職後2年以内の方、離職前に主たる生計維持者であった方、就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方が対象。
		▶ 公営住宅の入居 ＜市町村＞ 公営住宅の一般入居資格が要件 ※収入の限度額あり。		
	関係機関		▶ 母子福祉団体小口資金貸付＜社会福祉法人京都母子寡婦福祉連合会＞ 母子世帯及び寡婦に対し、生活の安定のため、必要な小口資金を無利子で貸付ける制度。京都府内（京都市を除く）に居住の母子家庭の母及び寡婦が対象。 支給額：生活資金 限度額 50千円 修学資金 限度額 50千円 住宅資金 限度額 50千円	

雇 用 の 安 定		就業相談	技能習得	その他
	京都府	▶ 京都ジョブパーク（就業支援） 正規雇用を望む若年者をはじめ、中高年齢者、女性の方、障害のある方などの就業を支援するため、関係機関と連携し、就職や就職に関連した生活相談から職場定着までの一貫したサービスをワンストップで提供。	▶ 技能習得資金等＜府保健所＞ 経済的に困難な世帯（生活保護基準の1.8倍以下の収入）の児童（20歳まで）が技能習得のために施設に入った時に支給。※支給額は施設の区分による。	
	市町村		▶ 自立支援教育訓練給付金＜市町村＞ ひとり親家庭の母又は父で、就職を目指して技能を身につけたい方が資格取得のため講座等を受講する場合、その経費の一部を支給する制度。 支給額は受講のために支払った費用の6割に相当する額。（上限20万円、1万2千円以下は対象外）	
			▶ 高等職業訓練促進給付金＜市町村＞ 就職に有利な資格（6月以上のカリキュラムのもの）で知事が地域の実情に応じて、認める資格の取得支援と修業期間中を生活支援する制度。 支給額 訓練促進給付金 非課税世帯100千円 課税世帯705千円 修了一時金 非課税世帯50千円 課税世帯25千円	
			▶ 高等職業訓練促進資金貸付金＜市町村＞ 高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を無利子で貸し付ける制度。 貸付額 入学準備金500千円以内 就職準備金200千円以内	
	関係機関	▶ 総合労働相談コーナー＜京都労働局＞ 労働条件、募集、採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を専門の相談員が面談、電話で受け付ける。 ▶ ハローワーク 個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。		
経 済 的 負 担 の 軽 減		見舞金・給付金	貸付金・奨学金	その他
	京都府	▶ 犯罪被害給付制度＜府警＞ 通り魔殺人等の故意の犯罪により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図るための制度。 死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」、犯罪行為による重大な負傷または疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」がある。	▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付金＜府＞ 再掲 母子家庭、父子家庭、寡婦の方への福祉資金の貸付制度。 修学 金額学校別 上限 183千円/年（大学院） 住宅 上限 1500千円/回 就学 金額学校別 上限 590千円/年（大学院） 転居 上限 260千円/回 就職 上限 330千円/回 生活 上限 141千円/月 医療 上限 340千円/回 結婚 上限 300千円/回 介護 上限 550千円/回	▶ 小・中学生への就学援助＜教育委員会＞ 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費等を給付。 ※支給額、支給項目は市町村により異なる。
		▶ 国外犯罪被害弔慰金＜府警＞ 国外犯罪被害により死亡した日本国民の遺族に対し支給される。（200万円）	▶ 高校生給付型奨学金等＜保健所＞ 生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯の児童が高等学校等へ進学される場合に入学支度金や奨学金等（定額）を支給。 生活保護世帯（入学支度金） 私立（全日）110千円 （定時） 69千円 （奨学金） 私立（府外）年額228千円 月額19千円	▶ 修学旅行援助金＜保健所又は福祉事務所＞ 京都府内に居住する生活保護を受給されている世帯の小、中学生が修学旅行に行くために必要な物品（鞆、肌着、靴、靴下）の購入費用を援助。 支給額 小学生子ども一人につき5,800円 中学生子ども一人につき6,800円
		▶ 国外犯罪被害障害見舞金＜府警＞ 国外犯罪被害により負傷又は疾病を受け、障害が残った日本国民に対し支給される。（100万円）	▶ 高校生等奨学給付金＜府＞ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対し、奨学のための給付金（定額）を支給。 生活保護受給世帯 国公立（全日制・定時制・通信制） 年額32,300円 私立（全日制・定時制・通信制） 年額52,600円	▶ 公立高校就学支援金＜府又は学校＞ 府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料の支援として、所得制限の基準額未満の生徒に対し、就学支援金を支給。 支給額 例 府立高校 全日制 月額9,900円 定時制 月額1,250円 通信制 月額 175円
			▶ 高等学校等修学金貸与制度＜府＞ 経済的な理由によって、修学が困難な高校生等に修学支度金の貸付を行う制度。高等学校等に在学している生徒で親権者が京都府内に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方が対象。 国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内	▶ 参考人旅費＜府警＞ 参考人として警察に招致される被害者又はその親族に対する交通費を支給。

	▶ 高等学校等修学支度金貸与制度＜府＞ 経済的な理由によって、修学が困難な高校生等に修学支度金の貸付を行う制度。高等学校等に在学している生徒で親権者が京都府内に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方が対象。 入学時1回 国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	▶ 家計急変世帯への授業料支援＜学校又は府＞ 私立小学校、中学校に在籍している児童の世帯が家計急変した場合、授業料の減免を行う。 支給額 上限336千円（月額28千円）
	▶ 交通遺児奨学金等＜府＞ 交通事故により親等を失った児童（乳幼児から高校生等）の教育・養育に関する経費（定額）を支給。 ※母子家庭奨学金との併給不可 支給額 乳幼児11千円、小学生215千円、中学生43千円、高校生64千円、高校等入学支度金35千円	▶ 私立高等学校あんしん修学支援事業＜府＞ 府内の私立高等学校に在籍する府内在住の生徒に対し、国就学支援金と府補助制度をあわせて65万円まで授業料を減免。※収入の上限（年収590万円未満程度）
	▶ 母子家庭奨学金＜府＞ 京都府の区域に居住する母子家庭の母であって、乳幼児、小・中・高校生の児童を扶養している者が対象。※交通遺児奨学金等との併給不可 支給額 乳幼児11千円、小学生215千円、中学生43千円、高校生64千円、高校等入学支度金35千円	▶ 司法解剖後のご遺体搬送費用の公費負担制度＜府警＞ 司法解剖を行ったご遺体を自宅などに搬送する場合、遺族が希望する場所（京都府内）までのご遺体の搬送費用を支給する制度。
		▶ ハウスクリーニング経費の公費負担制度＜府警＞ 被害者の自宅が犯罪行為の現場となり、専門的な清掃業者による室内のハウスクリーニングを必要とする場合、その経費（上限20万円まで）を支給する制度。
		▶ 死体検案書料の公費負担制度＜府警＞ 司法解剖の結果、犯罪により死亡したことが判明（自過失を除く）した場合、検案書料（埋葬手続きに必要となる1通分）を支給する制度。
		▶ 司法解剖後のご遺体修復の公費負担制度＜府警＞ 司法解剖の結果、犯罪により死亡したことが判明（自過失を除く）し、顔面、頭部、頸部に著しい損傷がある場合、遺体修復経費（1体につき、64,800円まで）を支給する制度。
市町村	▶ 市町村見舞金給付＜市町村＞（京都市除く） 遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円（全治1ヶ月以上の加療を要する傷害を負った被害者）	▶ 生活保護＜市町村＞ 生活に困っている方が健康で文化的な最低限度の生活をする事ができるよう保護費を支給。
	▶ 生活困窮者への生活資金給付＜京都市＞ 犯罪被害を原因として生活に困窮することになった者であって、その資力から犯罪行為による傷病の療養に要する費用、葬儀費用その他の当該犯罪行為を原因として申請の日から6月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が200万円に満たない者 生活資金の額：一事件30万円	▶ 遺族基礎年金＜市町村＞ 国民年金に加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方等が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給。
	▶ 児童扶養手当＜市町村＞ ひとり親家庭等で児童を養育している方に、児童扶養手当を支給。	▶ 障害基礎年金＜市町村＞ 国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときに支給。
	▶ 特別障害者手当＜市町村＞ 身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給。	▶ 精神障害者福祉手帳の交付＜市町村＞ 手帳の取得により、税制上の優遇措置や様々な福祉サービス（公営バス、タクシー運賃等の助成、通院交通費の助成。手帳診断書料の助成）を受けることができる。
	▶ 死亡一時金＜市町村＞ 死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金、傷害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）が受けることができる。	▶ 身体障害者手帳の交付＜市町村＞ 手帳の取得により、補装具、自立支援医療の給付、施設への入所等障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスや税の減免、交通費の割引等の措置を受けることができる。
	▶ 特別児童扶養手当＜市町村＞ 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給。	

経済的負担の軽減		▶ 障害児福祉手当＜市町村＞ 身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給。		
	関係機関	▶ 被害回復給付金支給制度＜検察庁＞ 詐欺等の犯罪行為によりその被害を受けた方から得た財産等を犯人からはく奪する刑事裁判が確定した後、はく奪した犯罪被害財産を金銭化して、給付金を支給。	▶ 母子福祉団体小口資金貸付＜社会福祉法人京都母子寡婦福祉連合会＞再掲 母子世帯及び寡婦に対し、生活の安定のため、必要な小口資金を無利子で貸付ける制度。京都府内（京都市を除く）に居住の母子家庭の母及び寡婦が対象。 支給額：生活資金 限度額 50千円 修学資金 限度額 50千円 住宅資金 限度額 50千円	▶ 被害者参加制度を利用する際の交通費＜日本司法支援センター＞ 被害者参加制度が公判期日等に出席した場合に交通費を支給。
		▶ 犯罪被害救済基金（支援金支給事業）＜（公財）犯罪被害救援基金＞ 支給要件①加害者による賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度、又は保険による補填がされないなど特別な救済の対象とすべき理由があること②現に著しく困窮していると認められること③支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。 支給金額：100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政状況等を勘案して支給	▶ （独）日本学生支援機構奨学金（給付型）＜在学している学校＞ 経済的理由により修学が困難な学生に対して、大学・短期大学・専修学校、高等専門学校に就学に必要な学資を給付。 ※支給額は収入基準に基づく区分、学校の区分、通学形態による。	▶ 障害者控除＜税務署＞ 本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の所得控除を受けることができる。
		▶ 振り込め詐欺救済法に基づく、被害回復分配金＜金融機関＞ 振り込め詐欺等で使用された振込先口座が凍結されたときの残高に応じて、被害者の数及び被害額により、一定額を被害者に支給。	▶ 公益財団法人日本財団まごころ奨学金 保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭の子供で、高校・特別支援学校高等部・大学・大学院・短期大学・専修学校・高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象。 高校・専門学校 17千円/月（公立） 25千円/月（私立） 入学時 50千円 大学・大学院 50千円/月 入学時 300千円	▶ ひとり親控除＜税務署＞ その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち、 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ・生計を一にする子がいること ・合計所得金額が500万円以下であること の要件を満たしている場合、一定額の所得控除を受けることができる。
		▶ 公益財団法人交通遺児等育成基金 義務教育終了前の交通遺児等を有する特に生計困窮度の高い家庭に対し、生活及び学業のための資金の給付及び緊急時見舞金の給付を行う。 越年資金：義務教育終了前の児童一人につき2万5千円 入学支度金：児童一人につき5万円 進学等支援金：進学又は就職する児童一人につき5万円 緊急時見舞金：1家庭10万円（家屋等の全壊・半壊以外の被災は5万円）	▶ 独立行政法人自動車事故対策機構（JAFA） 自動車事故で死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子供が対象。 貸付金額（無利子） 一時金 155千円 月額 20千円又は10千円（選択制） 入学支度金 44千円 貸付期間：中学校卒業の月まで	
		▶ 災害共済給付制度＜独立行政法人日本スポーツ振興センター＞ 独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付を行う制度。 障害見舞金 4,000万円～88万円【通学中の場合 2,000万円～44万円】 死亡見舞金 3,000万円【通学中の場合 1,500万円】	▶ 公益財団法人交通遺児育英会 交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子どものうち、高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に奨学金を無利子で貸し付ける。	
		▶ 労災保険制度＜労働基準監督署＞ 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度。 （障害等給付） ・障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき 障害特別支給金 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 障害特別年金 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ・障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき 障害特別支給金 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 障害特別一時金 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 （遺族等給付） 遺族特別支給金 遺族の数にかかわらず、一律300万円 遺族特別年金 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金		